

## <講座用テキスト：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和3年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

### 1. 労働基準法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表

特になし

### 2. 労働安全衛生法

#### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
22	ADVANCE ◆産業医の兼務要件の全文	<u>削除</u>

#### ◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
24	(1) 法 13 条の 2 条文内の 5 行目 2) 前項の事業者は、 <u>産業医</u> に対し、～ (後略)	2) 前項の事業者は、 <u>前項に規定する医師その他厚生労働省令で定める者</u> に対し、～ (後略)

#### ◆誤記等訂正表 <OUTPUT 講座>

頁	誤	正
66	No. 011 問題 常時 100 人以上の労働者を使用する事業場であって、～ (後略)	常時 <u>100 人の労働者</u> を使用する事業場であって、～ (後略)

### 3. 労働者災害補償保険法

#### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
88	ちよっとアドバイス！内 166,950 円 (随時介護：83,480 円) 72,990 円 (随時介護：36,500 円)	<u>171,650 円 (随時介護：85,780 円)</u> <u>73,090 円 (随時介護：36,500 円)</u>

#### ◆誤記等訂正表

特になし

#### 4. 雇用保険法

##### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
47	④賃金日額の下限額と上限額の表内 30歳未満 13,700円	30歳未満 13,690円
129	条文 下から2行目 365,114円 (以下「支給限度額」という)	365,055円 (以下「支給限度額」という)

##### ◆誤記等訂正表

頁	誤	正
130	(例)の「 <u>図解</u> 」実線矢印の上 支給対象期間	支給対象 <u>月</u>
149	条文 下から3行目 2) 育児休業給付金の支給を～ (後略)	2) <u>前項の規定により</u> 育児休業給付金の 支給を～ (後略)

#### 5. 労働保険徴収法

##### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
36	ここをチェック！ 1行目 □令和2年4月1日から1年間の雇用保 険率は、次のとおりである ( <del>令 2.3.31</del> 厚労省告示164号)。	□令和3年4月1日から1年間の雇用保 険率は、次のとおりである ( <u>令 3.2.12</u> <u>厚労省告示40号</u> )。
91	ADVANCEの見出し	
	①延滞金の割合の特例 (法附則12条、 <del>令元.12.12</del> 財務省告示180号)	①延滞金の割合の特例 (法附則12条、 <u>令 2.11.30</u> 財務省告示281号)
	条文、解説文内 特例基準割合	<u>延滞税特例基準割合</u>
	②延滞金の割合の右欄 (令和2年) <del>8.9%</del> <del>2.6%</del>	(令和3年) <u>8.8%</u> <u>2.5%</u>
□*1「特例基準割合」の内容、 <u>差替え</u>  ※「国年法 (p.167)」「厚年法 (p.197)」 においても同様に改正されているが、 「改正情報 (社会保険編)」においては 省略する。	□*1「 <u>延滞税特例基準割合</u> 」=財務大臣 が告示する割合 (「 <u>平均貸付割合</u> 」とい う)に年1%の割合を加算した割合で、 「 <u>平均貸付割合</u> 」とは、各年の <u>前々年の</u> <u>9月から前年の8月までの</u> 各月における <u>短期貸付けの平均利率の合計を12で除</u> <u>して得た割合として各年の前年の11月</u>	

		30日までに財務大臣が告示する割合(令和2年は <u>0.5%</u> )をいう。
--	--	---

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
50	ちょっとアドバイス！ □統一様式及びその経由規定が新設されるまでは、 <del>公共職業安定所においては、申告・納付の事務は取り扱われていなかった。</del>	統一様式及びその経由規定が新設されたことにより、 <u>一定の区分に該当する場合には、所轄公共職業安定所長を概算保険料申告書等の経由先とすることが可能となった（従来はできなかった）。</u>
68	ADVANCE 1つ目□の7行目 その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率をいい、 <del>現在は「0」である。</del>	その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（現在は「0」）を減じた率をいい、 <u>結果的には「非業務災害率」と同じ「0.6/1,000」となる。</u>

6. 社労士過去問題 10年網羅

<Vol.2>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
62	タイトルの変更 休業給付基礎日額その他	<u>年金給付基礎日額その他</u>
89	No. 154 (R02-06D) (解答) ⊖ ※本件は、試験センターより「出題ミス」が公表されたことによる訂正です。 (解説) <u>差替え</u>	→×  (解説) 本問は、同一の業務災害により身体障害が「2つ」ある場合で、一方の障害が第14級に該当するときは「重い方」の障害等級となること(併合の原則)を想定した趣旨(「正」の選択肢)だった。しかし、「2以上」ある場合ならば、3つの障害がありそのうち「2つが13級以上」であるとき(併合繰上げ)が生じ得るため、「重い方とは限らない」と結論付けられた。
361	No. 094 (H26R-10B) 根拠条文追加 解説 2行目	<u>法附則11条1項・2項</u>

	同条 5 項による弾力的変更により、令和 2 年度は 1,000 分の「9」とされている。	同条 5 項による弾力的変更及び <u>法附則 11 条 1 項・2 項の暫定措置の適用</u> により、令和 3 年度は 1,000 分の「9」とされている。
369	No. 111 (H29K-08 ウ) 解説 3 行目 納入告知書に係るものは則 38 条 <del>4 項</del> に 規定～ (後略)	納入告知書に係るものは則 38 条 <u>5 項</u> に 規定～ (後略)
373	No. 125 (H30K-09 オ) (解答) ✕ (解説) <u>差替え</u>	→○ (解説) 設問のとおりである。雇用保険 に係る保険関係のみが成立している事 業に限らず、「公共職業安定所」におい ては、保険料に係る納付の事務をしてい ない。
395	No. 181 (H28R-10 ウ) 解説の文頭に追加	<u>設問のとおりである。</u>